

「女性活躍推進法」に基づく
特定事業主行動計画



平成29年1月

南宗谷消防組合

南宗谷消防組合 特定事業主行動計画

1. 計画の目的

南宗谷消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、策定する特定事業主行動計画である。

2. 計画期間

本計画の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

南宗谷消防組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、消防本部総務課を計画推進の所管課として、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

平成29年度から平成33年度までの5年の間に、採用試験の女性受験者数を増やし、現在1人の女性消防吏員数を2人以上に引き上げ、全国的な消防吏員数値共通目標である消防吏員総数に占める女性割合を5%に近づける。

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、南宗谷消防組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

● 内閣府令第2条に基づき、把握する項目は以下の7項目です。

- ①採用した職員に占める女性職員の割合
- ②平均した継続勤務年数の男女の差異（離職率の男女の差異）
- ③職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

- ④管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- ⑤各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
- ⑥男女別の育児休業取得率及び平均取得期間
- ⑦男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

この目標について南宗谷消防組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、現在の課題は採用に課題があると判明した。

5. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

4. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

【女性受験者を増やす取り組みの実施】

- ①平成29年度からの新規取り組みとして、近隣の高校生を対象に、消防の魅力と女性が活躍できる職場であることの採用説明会を積極的に開催する。
- ②平成29年度より、札幌市近郊の大学生及び専門学校生を対象に、宗谷町村会主催の「宗谷管内町村職員採用に関する説明会」に女性職員が参加して、女性向け採用説明会を新たに実施する。